

緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策  
に関する提言に対する意見募集について

平成 26 年 12 月 8 日

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構  
(略称：万防機構)  
総務委員会・事務局

万防機構では増加する万引犯罪の防止のために、喫緊の課題である①「高齢者万引対策」、②「防犯画像の取扱い」、③「集団窃盗の情報の取扱い」に関する社会的な建議提言を行うことを目指して、その準備のための小委員会の設置を 5 月から開始し、今年 6 月開催の通常総会（6 月 18 日）にて議決しました。

この 3 つの小委員会はそれぞれ 5 回の審議を経て、その結果は別添のような提言（案）としてとりまとめました。

つきましては、この提言（案）に対して、万防機構役員・会員の方々及び一般の方から、下記の通りご意見を募集いたしますので、ご意見がある場合は別記により事務局までお寄せ下さい。

記

1. ご意見募集期間

平成 26 年 12 月 8 日（月）から平成 26 年 12 月 22 日（月）まで（必着）

2. ご意見の提出方法

ご意見をまとめて頂き、次ページのような意見書としてとして電子メール、郵送または FAX にて事務局宛てご提出下さい。

○電子メールの場合（テキスト形式でお願いします）

メール・アドレス:info8/atmark/manboukikou.jp

（スパムメール対策のため、@を「/atmark/」と表示していますので、送信の際は「@」に変更してください。）

○郵送の場合

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2-8

○FAX の場合

FAX 番号 03-3355-2344

3. ご意見提出上のご注意

ご意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所、連絡先及びご所属を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を、それぞれ記載して下さい。（ご意見の内容に不明な点がある場合等のご連絡・確認のために使用する場合があります。）添付の意見書に記載文字数は 1000 文字以内でお願いします。 お寄せ頂い

たご意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、ご意見に対して個別のご回答は致しかねますので、ご了承ください。

<意見書のサンプルは最後にお示ししていますので、活用してください。>

## (ご参考資料)

### 1. 提言に係る3小委員会

- ① 高齢者万引対策に関する調査研究（略称：高齢者万引小委）
  - ② 防犯画像の取扱いに関する調査研究（略称：防犯画像小委）
  - ③ 集団窃盗等の情報の取扱いに関する調査研究（略称：集団窃盗小委）
- ※3つの小委員会とも資料編のホームページ掲載は省略しております。

### 2. 小委員会の構成

万防機構・総務委員会では本年3月末より3つの小委員会の委員公募を開始し、4月中旬の第1回会議を経て、6月18日の通常総会での議決を受けて3つの小委員会が発足した。下記委員を決定しました。

（敬称略・順不同・発足当時の所属）

#### ① 高齢者万引小委

- ・尾池 稔 （一社）新日本スーパーマーケット協会
- ・茂野隆一 日本スーパーマーケット協会
- ・中津伸一 （一社）日本ボランタリーチェーン協会
- ・山本正彦 （一社）全国警備業協会  
（オブザーバー）
- ・原田大輔 （株）成城石井
- ・山崎真久 （株）さえきセルバホールディング
- ・摺田祐司 日本電気(株)関東甲信越支社
- ・林 大悟 弁護士・万防機構正会員

#### ② 防犯画像小委

- ・三輪浩司 日本テレビゲーム商業組合
- ・岩間光夫 万防機構正会員
- ・林 大悟 弁護士・万防機構正会員
- ・摺田祐司 日本万引防止システム協会・日本電気(株)
- ・鈴木 仁 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
- ・1名 関係機器団体
- ・1名 関係小売業団体

- ・1名 弁護士  
(オブザーバー)
- ・三澤賢洋 (公社) 日本防犯設備協会
- ・星周一郎 首都大学東京都市教養学部法学系教授
- ・山本正彦 (一社) 全国警備業協会
- ・梅田一秀 NECソリューションイノベータ(株)
- ・若松 修 万防機構・普及推進委員長
- ・竹花 豊 万防機構・副理事長

### ③ 集団窃盗小委

- ・石井和之 日本書店商業組合連合会
- ・岡田茂生 日本チェーンドラッグストア協会
- ・大津直也 (一社) 日本ドウ・イット・ユアセルフ協会
- ・山下 陸 (一社) 自動車用品小売業協会
- ・鈴木 仁 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合  
(オブザーバー)
- ・摺田祐司 日本電気(株)関東甲信越支社

### 事務局等 (3 委員会共通)

- ・戸田秀雄 万防機構・総務委員長
- ・福井 昂 万防機構・事務局長
- ・佐藤 聖 万防機構・理事
- ・稲本義範 万防機構・事務局次長

## 3. 小委員会開催記録

3 委員会とも平成 26 年 5 月に設置し、10 月まで各委員会とも 5 回開催されました。

### (1) 高齢者万引小委

第 1 回 5 月 19 日、第 2 回 6 月 12 日、第 3 回 7 月 14 日、  
第 4 回 9 月 3 日、10 月 22 日

### (2) 防犯日本電気(株)関東甲信越支社小委

第 1 回 5 月 22 日、第 2 回 6 月 23 日、第 3 回 7 月 18 日  
第 4 回 9 月 3 日、10 月 21 日

### (3) 集団窃盗小委

第 1 回 5 月 20 日、第 2 回 6 月 19 日、第 3 回 7 月 24 日、  
第 4 回 9 月 2 日、第 5 回 10 月 7 日

## 意見書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 宛て

〒  
住所  
氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

<お意見をいただくテーマに○をつけてください>

1. 「高齢者万引対策に関する提言」
  2. 「防犯画像の取扱いに関する提言」
  3. 「集団窃盗等の情報の取扱いに関する提言」
- に関して、下記のとおり意見を提出します。

## 高齢者万引対策に関する提言(案)

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構  
高齢者万引対策に関する調査研究小委員会

### 1 問題の背景と当機構が検討する理由

万引犯罪は少年非行の代表的犯罪と言われていたが、平成24年中に発生した万引犯罪の検挙人数において、65歳以上の高齢者による万引犯罪の割合が全体の3割を超え、青少年を上回っており、高齢者犯罪の代表的犯罪となりつつあることから、高齢者万引対策が急務である。【参考資料1】

警視庁の被疑者データによると、高齢者が盗むのは食料品が大半を占め、被害金額は約80%が2,000円以下と少額である。被疑者からの聴取によれば捕まると思わなかった、悪いことだと思わなかった、お金を払えば済むと思ったと安易に受け止めている高齢者が88%を占めている。また、高齢者万引は極めて再犯率が高い犯罪でもある。更に、被疑者の万引に対する認識として「全件警察へ届出」を知っている者は約10%であり、「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金」ということを半数以上の約57%の者が知らないという状況である。【参考資料2】

万防機構が行ったスーパーなどの警備や総務担当者へのヒヤリング調査結果では、「入店後すぐに万引したい商品がある売場に直行し、持参した袋に、その商品を隠匿しており、明らかに計画的である。また、逮捕後の言い訳も巧妙で同情を誘ったり、病気を偽ったりする」といったような犯行実態が明らかになった。実際、万引をした高齢者の大半が、支払い能力があるにもかかわらず、利得の目的で万引犯罪を犯している。

そこで、万防機構は、本年5月にこの問題を検討する「高齢者万引対策に関する調査研究小委員会」(以下、委員会という。)を設置し、万防機構メンバー、業界関係者、弁護士などが参加して、検討を進めてきた。以下のとおり、委員会の考え方をまとめたが、今後、各般の意見を賜り、機構としての見解をまとめ、公表することとしている。

### 2 委員会の基本的考え方

#### ① 関係機関の早い段階での措置及び連携の重要性

万引をした高齢者の半数が独り暮らしという状況があり、「家族との絆」、「近所との絆」、「行政との絆」からの孤立により、自分の存在価値や役割を認識しづらくなったり、相談相手がいないために善悪の判断があいまいになったりしているのではないかと推察できる。

それに関しては、平成26年版犯罪白書で「他人とのコミュニケーション能力に乏しい者に対するカウンセリング等の心理面や医療面での支援のほか、地域社会において本人を取り巻くサポート体制を再構築し、地域社会内に再統合していく施策が必要であると考えられる。」と示されている。

さらに、明白書にある「医療的措置を講ずる必要性がある者に対しては、地方公共団体や地域包括支援センター、医療機関等も含めた関係諸機関の間で適切な連携を図ることで適切な医療的措置が講じられるようにする必要がある。」と示唆されている。

これらのいわゆる犯罪原因論に関する一連の措置は、所管する行政機関や専門機関の一層の推進と連携を希求するものである。

#### ② 水際での万引の未然防止対策の推進

万防機構の主な役割は、小売業の現場で万引犯罪を未然防止することにある。よって高齢万引企図者においても、万引できない売場作りや環境の整備を主眼とする犯罪機会論の一連の措置を推進したいと考える。

犯罪に手を染めやすい人々を犯罪から守るために、経営者や店長が「この店が地域から愛されるためには、地域のお客様(高齢者や成人や青少年)から万引犯を出さないように、みんなで協力して取り組みよう」と率先垂範することで、情報は共有化され対策が継続されると考える。いま一度、高齢者を含む万引の未然防止対策をご検討いただきたい。

### 3. 提言

#### <小売業関係>

① 来店時には、「こんにちは。いらっしゃいませ。」、退店時には「ありがとうございました。」との自

然な挨拶によって相手の存在を認識していることを積極的に伝えるとともに、自然な会話が交わされるような明るい店づくりを行っていただきたい。

- ② 小売業も地域社会の一翼を担っていることを認識し、店舗を取り巻く地域社会の協力を得ることが重要である。町内会・学校・警察等との連携を密にし、例えば、高齢者自身にボランティア等で店の見回りや案内をお願いしたり、店舗の近くの学校等の子どもや店舗を利用する高齢者から万引防止の標語を募り、店内に掲示するなど、地域の絆対策の推進をお願いしたい。
- ③ まずは各地の万引防止連絡会等で開催されている研修会で指導されている未然防止に向けてのソフト面やハード面の対策を推進いただきたい。経済産業省の生産性向上設備投資促進税制等の利用もお考えいただきたい。【参考資料 8】
- ④ 平成 22 年から始まっている全件警察へ届けることを徹底し、更に、被害者等通知制度を使って、届けた案件がどのように処理されたかを確認することをお願いしたい。【参考資料 7】
- ⑤ 高齢者の万引犯罪にはマイバックを使用したケースも多いことから、マイバック使用時のマナー等の普及啓発活動を行っていただきたい。
- ⑥ 小売業関係団体は傘下の小売業者に対し、ポスターづくりや地域社会への広報誌づくりを行っていただくなど、その地域にあった広報活動を推進させ、万引犯罪は「10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」という重大な犯罪であることを店舗の利用者に普及啓発していただきたい。

#### <関係機関>

- ① ある県では、高齢者に「万引防止アドバイザー」という資格を与えて店の巡回を実施しているが、このような取組みが各都道府県においても実施されることが必要である。また、このような取組みの他にも、生き甲斐や遣り甲斐を感じることができるような活気ある社会を実現するため、高齢者によるボランティア団体やサークルの設立を促進し、それらの活動を積極的に支援する取組みを構築いただきたい。
- ② 再犯防止の一環として、認知症や病的窃盗等の方に対して周囲が手助けをする仕組みが必要である。詳しくは平成 26 年版犯罪白書に委ねたい。
- ③ 高齢者は万引犯罪を非常に安易に考えている傾向が強いことから、警察は、少額事案であっても成人や青少年と同じように厳格な対応をお願いしたい。最低限微罪処分とするなど、犯歴を残すことによって、次に補足された際に、初犯か再犯なのかを正しく判別できるようにしていただきたい。
- ④ 小売業者は警察への全件届出を推進しているが処理に要する時間が未だ短縮されていないという意見と調査データがあり、この時間短縮に関して官民合同の委員会を設置するなど小売業との協議を推進していただきたい。【参考資料 3】
- ⑤ 検察は、万引犯罪に対して、刑法 235 条の厳格な適用と処罰内容の公表の迅速化をお願いしたい。略式事件などの罪名に関して、窃盗罪全体の統計だけでなく、万引の件数も明らかにされたい。

#### <報道関係>

- ① 高齢者は万引犯罪を非常に軽くとらえている傾向がある。万引犯罪を犯した場合の店舗への影響、本人や家族への影響などの実態を正しく報道されたい。更に、窃盗罪の適用事例をタイムリーに報道して社会に知らせることにより、万引犯罪は“間尺に合わない”と認識させていただきたい。
- ② 万引犯罪は暗数が多く被害実態が正確に把握できない犯罪であるが、把握されているだけでも年間推計額が 4,615 億円という大きな経済損失を受けている。万引による経済損失は国の財政からも無視できない数字である。このことを踏まえた報道をお願いしたい。

#### <高齢者>

- ① 高齢者の一人ひとりが日本社会の一員として、後輩たちの手本の役割を果たしていただきたい。
- ② 高齢者によるボランティア団体やサークルを設立し、または、それらの活動に参加するなど、一人ひとりの高齢者が、地域社会の高齢者と気軽に付き合える仲間をつくり、生き甲斐や遣り甲斐を感じることができる活気ある社会を実現に協力いただきたい。

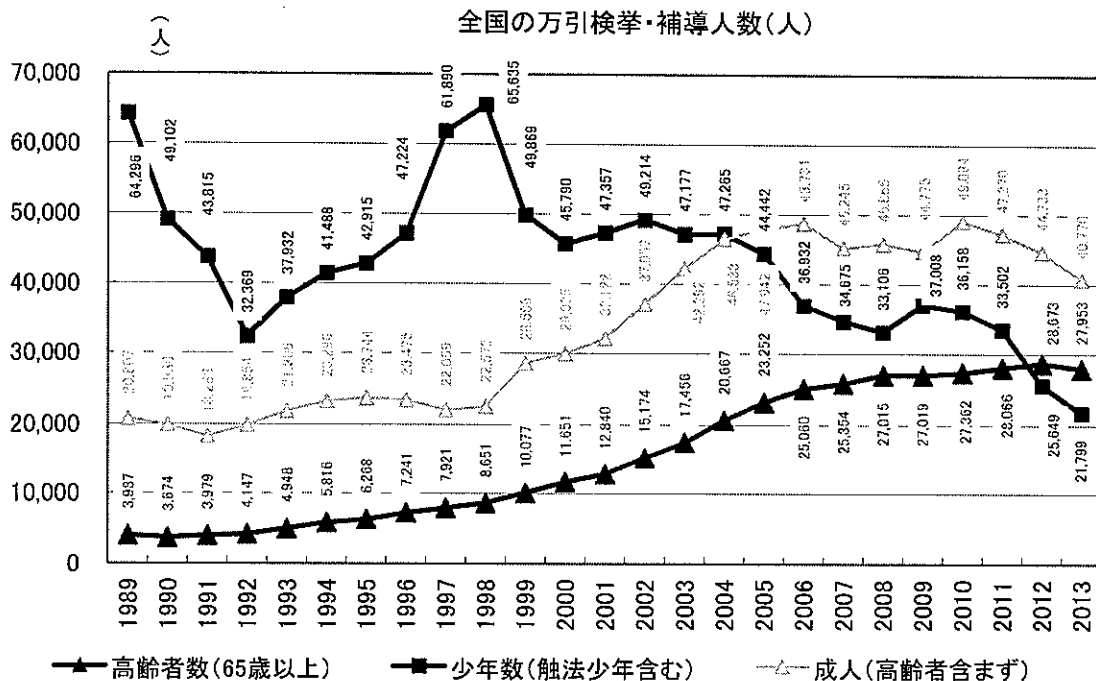
## 4. 結びに

高齢者万引問題で、多数の海外メディアの取材があるのは、多くの国が直面する高齢化社会の行く末を案じてのことだと思われる。もはや万引はお店や警察だけの問題ではなく、あらゆる地域やすべての人に関わる問題になって来ている。安全な街づくりをオリンピック招致のうたい文句の一つにしたわが国にとっては早急に対応されるべき課題であり、世界に対して良きお手本を示すチャンスではないかと考える。

## 5.【参考資料】

### 【参考資料1】警察庁データ

万引犯罪の年齢別構成比・・・平成24年に、高齢者が青少年を上まわった。



### 【参考資料2】警視庁25年被疑者データ

このデータは警視庁が平成25年4月1日～平成26年3月31日の1年間で検挙・補導した万引被疑者2,367件(少年896件、成人903件、高齢者568件)のデータである。

- ① 高齢者万引きによる被害品は食料品の比率は60.4%と圧倒的に多い。更に、被害額としては1,000円以下が67.8%、1,000～2,000円が13%であった。
- ② 検挙時の所持金と被害額を比して、高齢者は77%が支払能力があった。
- ③ 高齢者の独居が49.4%、同居が47.5%と独居の方が高い。就労・雇用形態は無職者が82.7%と非常に高い。交友関係もいない人が46.9%と高い。更に、相談できる人が居ない人が44.9%と高い。人との触れ合いがない人が76%と極めて高い。
- ④ 再犯が58.3%と非常に高い。
- ⑤ 被疑者の意識は、捕まるとは思っていない人が40.7%、悪いことだとは思っていない35.8%、弁償すれば済むと思った11.5%等万引犯罪に対する認識が薄い。
- ⑥ 万引をあきらめる原因としては、店員の声掛けが79.9%と、極めて高い。
- ⑦ 万引全件届出を知らない人が89.8%と極めて多い。刑罰についても57.2%が知らないと答えている。
- ⑧ 被害品の隠匿場所として、カバンの中34%、エコバックの中27%、着衣ポケットの中24%となっている。

### 【参考資料3】万防機構・第9回万引被害実態調査

- ① 全件通報家族学校ケースバイケース：47.6%、全件通報家族・学校にも連絡：20.5%
- ② 警察の対応時間1時間以内：33.0%、2時間以内：32.8%、3時間以内：16.2%、負担と感じる時間1時間以内30.7%、2時間以内45.5%
- ③ 最近の万引犯罪の原因と考えられるもの、犯罪意識の欠落：65.1%、店舗の大型化：43.1%、経済不況：27.5%
- ④ 万引犯罪の防止策、防犯カメラ：70.7%、声かけ：78.2%、
- ⑤ 従業員教育の実施、スーパー：26社、百貨店：14社、書籍・文具：14社
- ⑥ 地域社会とのタイアップ、万引防止ポスター：52.9%、職場体験：43.6%、制服警官の店内巡回：28.4%、地域の万引防止連絡会に参加：22.2%
- ⑦ 平成18年5月施行の刑法235条に、罰金刑付加されたこと知っている：59.5%、知らない39.6%
- ⑧ 店内捕捉の実施、11業態・82社で実施

【参考資料4】ヒヤリング調査

小委員会で実施・・・スーパー6社、百貨店3社、カー用品1社、ホームセンター3社、大手スーパー1社、ドラッグストア1社 計15社

- ① 高齢者の万引増えている：7社（半数）、
- ② カメラ・ゲート等入れている：12社
- ③ 高齢者について、対策しているか：特にしていない・通常と同じに対応
- ④ 警察への届：全社が届けているが、  
1万円以上、3,000円以上等金額制限している：2社
- ⑤ 声掛けの徹底、全15社

【参考資料5】全国の取組み事例

地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書：万防機構平成25年11月発行

- ① 岩手県万引防止対策協議会：「万引防止の手引き」発行  
3つのポイント「将来への不安、生活困窮等」「孤独、生きがいのなさ」  
「認知症等の病気」、認知症等病気による万引に対する対応事例
- ② 福島県万引防止総合対策推進事業：万引防止アドバイザー制度事例
- ③ 江崎徹治：高齢者の万引き非行の要因について
- ④ 見附市地域包括支援センター：高齢者の見守りに対する取組み
- ⑤ 福岡県糸島警察署：高齢者によるパトロール隊

【参考資料6】万防機構・会員・林大悟弁護士から、述べ100件ほどの窃盗癖患者の弁護を担当された弁護士の報告と提案です。

- ① 常習万引や高齢者万引について、家族の追い込まれている状況の報告
- ② 行政、地域社会、店舗に対しそれぞれお願いする事項の報告
- ③ 防犯画像の活用に関しても提案があり、報道関係の方々への要望
- ④ 万引犯罪は極め常習性が高い

【参考資料7】被害等通知制度の活用

自社の万引被害が届けた後の処理がどのようになったかを知る手立てとして、被害者等通知制度がある。

【参考資料8】経済産業省・生産性向上設備投資促進税制（B類型）

万引防止対策関連のEAS機器や防犯カメラなどについても、即時償却又は最大5%の税額控除が適用される場合があるので、投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請されると良い。

以上



## 防犯画像の取扱いに関する見解及び提言(案)

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構  
防犯画像の取扱いに関する調査研究小委員会

### 1 問題の背景と当機構が検討する理由

近年、高性能な防犯カメラが急速に普及し、公共機関をはじめ、各種店舗、集合住宅等の施設内外、駐車場、また、繁華街や街頭にも設置が進んでいる。また、そこで採録された画像が捜査に利用されているほか、犯罪や迷惑行為の防止の目的での活用が目立って広まっている。

これは、防犯カメラが安全な街づくりや施設管理に欠かせないツールとして、また、今や社会の安全を守る社会的インフラとして、社会の理解が広がっていることの反映であるが、他方で、そのもたらす負の部分に対する懸念の声は絶えない。

同様の状況は、窃盗犯罪の一つの手口である万引問題をめぐっても生じている。

そもそも、万引の発生件数が圧倒的に多いにもかかわらず、一件ごとの被害が多くの場合僅少であるために、万引問題に対する社会的な関心は従来から高いとはいえない。しかしながら、ここ数年、万引被害の実態調査等が行われ、その被害が年間4千数百億円に上ると推定されることが明らかになるとともに、最近、万引事犯を拡大させる新たな事態が生じてきた(\*) こともあって、小売店の万引被害に対する関心が高まり、その自衛措置が充実してきた。

ところで、万引が窃盗罪の一つの手口としていまや警察の認知する全刑法犯罪の約1割にも達していることから明らかなおおりに、万引に対する対応は十分効果を上げていない。

その理由は、一つは、店舗側の防犯対策の困難さである。大量の物品を販売することから、万引防止を重点にした施設作りには限界があり、また、万引防止のための十分な人的配置も経営上困難である。また、店舗にとってはお客様に気持ちよく買い物をしてもらいたいことが優先課題であり、一握りの犯罪者のために過剰な対応は避けたいとの配慮が働くのは無理からぬところである。二つは、たとえ店舗が万引犯人を発見・確保し、警察に届けた場合でも、犯人に対する警察、検察の対応は、万引が軽微な犯罪であることが多いために、逮捕・起訴する例は被害側の希望ほどには多くなく、たとえ裁判になっても実刑判決を受ける例は多くない。その結果、一連の警察、刑事司法の万引に対する抑止機能は、犯罪の性質上、限定的なものにとどまらざるを得ない。店舗側は、苦勞して確保した万引犯人に対して厳刑を要望するが、それは刑事司法の世界ではどうにもならないといつてよいのである。

このように、万引の防止はかなり困難な問題であるために、店舗は焦燥感と敗北感の中でそれでも精一杯の努力をしているのが現状である(\*\*)。その一つとして、最近、被害の大きい店舗を中心に、自ら設置した防犯カメラの録画した犯人の画像をもっと活用できないか工夫がすすめられている。その関心は、従来にも増して警察の捜査に活用してもらおうほか、店舗の自主的な防犯対策に活用することに向けられている。

具体的には、録画した犯人の画像を店舗来訪者の実像と照合し、一致した場合には店員に通報がなされ、店舗内で万引がなされないように適切な対応をとるとともに、その者が警察において捜査中の者であれば警察に即座に通報するというものである。そして、防犯画像を録取した防犯カメラの設置店舗での利用とともに、系列店舗間での相互活用や近接エリア内の他店舗を含めた広範囲での相互活用が検討課題に上っている。

現在のところ、この課題に対する対応は、全体としては慎重であるが、許される範囲が示されれば積極的に対処したいと考えている店舗は少なくなく、当機構に対してその見解を求めてきている。

そこで、当機構は、本年5月にこの問題を検討する「防犯画像の取扱いに関する調査研究小委員会」(以下、委員会という。)を設置し、当機構メンバー、業界関係者はもちろん、学識経験者、弁護士などが参加して、検討を進めてきた。その結果まとまった委員会の考え方をについて広く意見を求め、さらに検討を加えて、今般、以下のとおり、当機構の考え方をまとめた。

\* 一つは高齢者による万引の増加であり、二つは組織的な万引集団による多額万引の増加、それに、ネット通販の拡大による盗品の販売ルートの広がりである。

\*\* このような状況に業を煮やした店舗の一例として、最近のまんだらけ事件がある。犯人の写った防犯画像を公開して自ら被害物品を取り戻すとともに、犯人に制裁を加えることを試みようとしたものと見られる。その是非をめぐって議論が巻き起こったが、万引被害に遭う小売店にとって他人事ではないものとして、その帰趨を見守ったところで

ある。

## 2 当機構の基本的考え方

小売店が万引を防止するために、できる限りの措置を講じることは、小売店の財産権を守るうえで当然の権利であるとともに、犯罪を抑止するという社会の要請に合致するものであり、いわば、小売店の社会的責任である。防犯カメラに録画された万引犯罪に関する犯人の画像を活用することについても同様に考えられるべきであり、それが万引防止等に有効であり、かつ、他の人権を侵害するものでない限り、これを積極的に活用することが望ましい。

そこで、委員会としては、防犯カメラの普及、その性能の向上、ウェブと連携しての多様な活用形態の広がりなどの状況を踏まえつつ、防犯画像内の個人の人権に十分配慮しながら、小売店は、万引被害を防止するために必要な措置として、防犯画像の積極的かつ適切な活用に努めるべきであると考ええる。

## 3 防犯画像活用の際に留意すべき事項

ここでは、まず、個人のプライバシーに関わる諸人権を守るために必要な最小限の留意事項を列挙する。

(1) 防犯カメラに録画した画像を活用する場面としては、自店舗内での活用、同一会社の系列店舗間での活用、同一業種内他店舗間での活用、近接エリア内店舗間での活用等が考えられるが、いずれの場面でも共通して留意すべき事項は下記のとおりである。

ア 現場での通報はその時点では犯人ではないこと、通報の正確性が100%正しいものではないことなどを踏まえ、通報被対象者を犯人と決め付けない対応に終始すること。

イ 防犯画像利用は万引防止策の一つとしてとらえ、これのみに依存しようとせず、その他の対策を十分講じつつ、これを補完するものと考えて活用すること。

ウ 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに関する規定」（当機構が策定したもの。以下「防犯カメラ管理規定」という。）を定め、遵守していること（資料1）。

エ 防犯画像の活用の対象となる蓄積された個人情報、店舗の万引防止の目的のために利用するものであり、犯罪を防止するという目的外の利用は絶対に行わないこと。

オ 防犯画像を利用しようとする店舗には、「個人情報保護」や「組織における情報漏洩防止」に関する教育を受けた管理者（以下、管理者という。）が配置されていること。

カ データをサーバーやネットワーク上で管理する場合は、アクセス権限の明確化やアクセス・ログの記録保存やウイルス対策を確実にしない情報漏洩や目的外の利用の防止に努めること。加えてデータを保存するコンピューター及びメモリーないしハードディスク等の記録媒体はワイヤーでロックするなど、持ち出しができないような物理的措置を講じること。

キ 紙媒体は施錠できる部屋又は施錠できるケースに設置され、鍵の管理者が管理し、管理者以外の紙媒体の持ち出しを禁止すること。

ク 防犯カメラの性能、設置の方法等の改善・充実に努め、より鮮明な防犯画像の採取に最大限努力すること。

ケ 利用される情報の確認、印刷等については管理者が行うこと。また、情報を利用する従業員に対しては、必要な範囲でのみ情報を提供すること。

コ 画像情報が、個人を特定する他の情報と一体となって運用されないように配慮すること。

サ システムに登録したのち1年を経過しても活用されなかった画像はこれを削除すること。

シ 管理者を含め、関係する従業員等には、就業規則や或いは誓約書等で秘密保持のルールを守らせるとともに、セキュリティ教育を施すこと。

(2) 更に、同一業種他店舗間での活用、近接エリア内店舗間での活用等防犯画像の管理責任者が異なる小売店間で情報を共有する場合には、下記事項を更に留意すべきである。

ア 自社及び情報共有先会社に、防犯カメラ管理規定があり、遵守されていること、また、各店舗に「個人情報保護」や「組織における情報漏洩防止」に関する教育を受けた管理者が配置されていることを確認し合っておくこと。

イ 相互に提供する画像は、警察への被害届けの際に警察に提示し、万引犯人に関する画像であることが確実なものに限定すること。

ウ システムの運用状況について関係会社等が定期的に検討する機会を設けるとともに、システムの運用についてできる限り警察の協力を求めること。

## 4 このシステムを巡る主要な論点

### (1) 個人情報保護法との関連

防犯画像を他店舗に提供することの可否について、個人情報保護法の諸規定に抵触するかどうか、行政当局の見解も徴し、本機構において熟考したが、特段これに抵触するものではないと判断した(資料2。なお、資料3「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」金融庁参照。)

### (2) 運用をめぐる課題について

個人情報保護法に抵触しない場合でも、個人のプライバシーを損なうことがあれば、相応の責任を負うことになるとともに、会社や店舗の信用を損ねることにもなりかねないので、その運用には特段の注意が必要である。

ア 防犯画像活用システムで蓄積された情報が目的外に利用されたり、漏洩しないように万全の措置を講じることが重要である。上記の留意事項は、そのためにも運用上しっかり組み込まなければならない。

イ 関係警察との緊密な連携を図ることの重要性については、万引犯人の検挙はもちろん、防犯画像システムの適切な運用を確保するうえでも十分考慮する必要がある。既に一部の府県で先例がある(資料4)。

ウ 防犯画像の採取、その送信等にかかる技術の進歩は著しいが、防犯画像の活用にあたっては、これを取り入れ、その有効性を高めるとともに、運用上の問題を軽減することにも特段の配慮をする必要がある。

エ このシステム上の犯人画像を被害者自ら公表することについては、当機構としては、当面望ましくないと考える。その理由は、警察捜査上の必要に基づき、警察が画像の公開を行うことに協力する場合は別段にして、犯人画像公開による予測しがたい人権侵害の懸念が存在するうえに、これまでに述べた画像情報の活用を充実することなど他に行うべき万引防止対策があると考えからである。

## 5 関係行政庁、団体等への提言と要望

### (1) 小売業関係者

小売店の中には防犯カメラの運用規則を定めていない店舗もあるので、各地域の自治体から出されている「防犯カメラの設置と管理ガイドライン」や資料1の防犯カメラ管理規定を確認し、速やかに自社の運用規程を作成していただきたい。

また、各小売業団体におかれては、業界間で、防犯画像の活用の在り方について議論を深め、防犯画像情報を共有するための指針と要件等に関し、業界方針やガイドラインを検討するとともに、その動きを加速していただきたい。

### (2) 防犯カメラメーカー等の産業団体

その性能や機能の限界を踏まえたシステムの提案をされ、また、防犯機器の運用面についてもユーザーをサポートするように配慮いただきたい。さらに、そのメンテナンスについても継続してユーザーのサポートをお願いしたい。

### (3) 警察

小売業界の万引被害の深刻さをこれまで以上にご理解いただくとともに、その自衛措置についても防犯の観点から一層のご指導、ご協力をお願いしたい。防犯画像の活用についても小売店側の相談をお受けいただくとともに、その適切な運用にも力を貸していただくようお願いしたい。

### (4) 経済産業省

万引防止に向けて努力する小売業界をこれまで以上に支援していただきたい。加えて、防犯画像の運用について、個人情報保護法の視点からも一層のご指導をいただきたい。

## 6 結びに

防犯画像の活用は、上記のとおり、十分な検討と準備の上で積極的に行うべきであるが、それぞれの業界、店舗、地域等の状況に応じて適切なシステム設計を工夫することが肝要であると考え。当機構は、それを支援することとしている。

また、あえて指摘しておきたいのは、この活用を広めていく上で軽率な失敗事例を起こしてはならないということである。関係会社の信用失墜はもちろんのこと、他の企業の取り組みにも悪影響を与えかねないと考え。したがって、小売業界の皆さんの、積極的だが慎重な対処を期待したい。

最後に、防犯画像に関する諸問題には、微妙な側面もあるが、問題をあいまいにせず、これを正面

から議論し、実施可能なものはこれを普及していくことが必要であると当機構は考えた。議論しつくされない部分もないわけではないが、現時点での検討結果について各般のご意見及び関連データをいただきたい（資料4に、参考資料を紹介した。）。

以上

（資料1）

防犯カメラ管理規定（例）

日付 ○○年○○月○○日  
会社名

1. 当店における防犯カメラの設置目的は、設置場所内の安全管理及び盗難防止に関して使用する物であり、記録を残す場合においてもこの目的のみに使用を限定する。
2. 上記に基づき、店内には「防犯カメラ作動中」の表示を行うことで、防犯目的であることを明示する。
3. 記録に関しては、  
管理責任者を\_\_\_\_\_、管理副責任者を\_\_\_\_\_と定め、両名を管理者とする。管理者以外は記録内容に触れないものとする。
4. 記録保持期間は、概ね\_\_\_\_\_とし、以後上書きを行う。  
（記録内容によって若干上下する。）
5. 記録内容の確認及び、印刷等については管理者が行い、従業員に注意を促すものについては、守秘義務を結びセキュリティ教育を受けた従業員のみ閲覧とし、決して第三者に漏らさないこととする。
6. 記録内容において第三者への提供を行う場合は必ず、記録されている映像の本人に同意を得ることとする。同意が得られない場合は第三者への提供を行わない。尚、本人から本人の情報開示を要求された場合は、それに応ずることもありうる。
7. 上記につき、下記項目においてはこれを除外する。
  - ①法令に基づく場合：令状による捜査、任意協力等
  - ②人の生命身体又は財産の保護
  - ③公衆衛生の向上等
  - ④国の機関等への協力：警察の任意の求めに応じて提出なお、記録内容の提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録する。
8. 管理者は防犯カメラの設置運用に関する苦情を受けた際は、誠実かつ迅速に対応し、必要な措置を講じる。
9. 録画媒体等にメンテナンスを要する場合は、メンテナンス過程における録画データ漏洩を防止するため、保守委託先と秘密保持契約を締結する。また、録画用ハードディスクを交換する場合は、交換したディスクの廃棄方法・責任者を明確にすること。

【それ以外の推奨事項】

10. レコーダーは施錠できる部屋又は施錠できるケースに設置され、鍵の管理行われている。管理者が鍵の管理をしていること。  
（出典：東京万引防止官民合同会議「モデル店舗」マニュアルより）
11. 管理者は上記の規定を定期的にチェックすること。

実際の策定にあたっては、地域の自治体から出されている「防犯カメラの設置と管理ガイドライン」を参照していただきたい。

作成協力：日本万引防止システム協会 防犯画像利用状況の調査委員会

(資料 2)

個人情報保護法との関連に関する当機構の見解

【前提条件】

防犯カメラに映った映像も、それによって特定の個人が識別される場合は、「個人情報」に該当する。(個人情報保護法第2条第1項)

本来の利用目的を逸脱せず、法令違反または悪用する可能性が無い団体及び団体間での利用が前提条件である。

【主要な見解】

1. 法第15条第1項により定められた利用目的から合理的に認められる範囲内であれば、第15条第2項で利用目的を変更することができる。

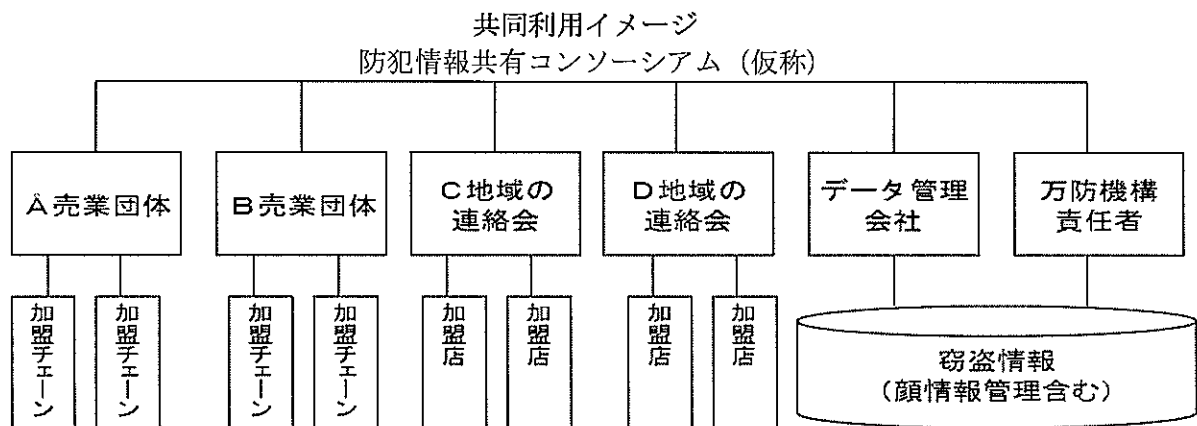
2. 法第16条第3項第2号関連に該当し、財産の保護のために必要がある場合(意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換)に該当すると考える。

3. 防犯カメラに映った「個人情報」は、記録した日時等による検索は可能であったとしても、通常氏名等の個人情報によっては容易に検索できないため、「個人データ」には該当しないと考えるが、他社に提供する際に、防犯カメラに映った「個人情報」を整理して体系的に検索することができるようにされたものの一部であれば、「個人データ」に該当する。

仮に「個人データ」に該当し、個人情報保護法第23条の第三者提供の制限の規定の対象となる場合でも、個人情報保護法第23条第1項第2号(人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき)に該当すると考える。

上記の1から3の観点で該当映像を他の店舗と情報共有することは可能と考える。さらに、公正と透明性(情報公開)を確保し、遵法性を高めるために次の「共同利用」を推奨する。そのことが広く認知されることによって同種犯罪の未然予防と体感治安の向上につながるのではないかと考える。

4. 別組織及び別法人同士での共同利用法(23条4項3号)に関しては、①データの項目、②共同利用の範囲を加盟団体のHPに掲示、③利用目的(この場合は犯罪予防または防犯)、④責任者を決めておくこと。



なお、第三者提供及び共同利用に関して、警察との連携はかならずしも必須ではないが、平成22年10月から全国でスタートした「警察への届出の徹底」及び捜査協力の観点から、官民合同の共同利用が望ましいと考える。

さらには小売業と警備業の両方を統括する個人情報保護団体の必要性を感じるが、その点に関しては現在審議中の個人情報保護法改正案にあるプライバシー保護のための第三者機関の設立を待つて対処したい。

(資料3)

金融庁 「金融機関における個人情報保護に関するQ&A (21頁)」より  
<http://www.fsa.go.jp/news/19/20071001-3.html>

質 問

第三者提供等

(問VI-1) 防犯カメラに映った偽造キャッシュカードの実行犯の映像を本人の同意なく他の金融機関に提供することは、個人情報保護法上問題がないか。

回 答

防犯カメラに映った映像も、それによって特定の個人が識別される場合は、「個人情報」に該当しません(個人情報保護法第2条第1項)。

その場合、原則として個人情報の利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」には、その利用目的を公表等する必要がないとされており(個人情報保護法第18条第4項第4号)、一般に、防犯目的のためにビデオカメラを設置し撮影する場合は、「取得の状況からみて利用目的が明らか」とであると認められるものと解されます。

但し、特定の個人を識別できる防犯カメラの映像を他の金融機関に提供する場合については、「取得の状況からみて利用目的が明らか」であり、利用目的の範囲内といえるかは、状況に応じ判断されることとなります。

しかし、仮に当該情報提供が利用目的を超えた利用に当たるとしても、偽造キャッシュカードの実行犯の映像を他の金融機関に提供する場合は、個人情報保護法第16条第3項第2号(人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき)に該当するため、本人の同意を得ることなく当該映像を他の金融機関に提供することができるものと考えられます。

なお、防犯カメラに映った「個人情報」は、記録した日時等による検索は可能であったとしても、通常氏名等の個人情報によっては容易に検索できないため、「個人データ」には該当しないと考えられますが、仮に「個人データ」に該当し、個人情報保護法第23条の第三者提供の制限の規定の対象となる場合でも、個人情報保護法第23条第1項第2号(人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき)に該当するため結論は変わりません。

(資料4)

以下は各般のご意見及び関連データになります。

- ※ 1. 万防機構の最新調査内容・当機構HPのデジタル万防機構より  
『第9回万引に関する全国青少年意識調査』  
(全国の万引認知件数及び検挙件数データは97頁98頁参照)  
『第9回全国小売業万引被害実態調査』  
<http://www.manboukikou.jp/html/archive.html>
- ※ 2. 国内万引被害額(推定)は4,615億円の根拠データ  
<http://www.manboukikou.jp/html/media.html>
- ※ 3. 群馬県警察が逮捕した組織的窃盗団に関する情報  
当機構資料・国としての万引防止対策の重要性の中で事件内容紹介(8頁9頁)  
<http://www.manboukikou.jp/pdf/situation119.pdf>  
群馬県警の取組・朝日新聞平成26年4月16日号「組織的窃盗から対策考案」  
<http://www.asahi.com/articles/ASG4C64JKG4CUHNB00S.html>
- ※ 4. 企業間での防犯画像利用の必要性を要望・北陸中日新聞平成25年11月22日号  
<http://www.manboukikou.jp/pdf/topic168.pdf>
- ※ 5. 企業事例・先進企業の情報共有及び対策事例(企業の不明ロスが約2分の1に)  
警備保障タイムズ平成25年4月11日号  
<http://www.jeas.gr.jp/pdf/20130411.pdf>

- 地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書(62頁、63頁)  
<http://www.manboukikou.jp/pdf/situation95.pdf>
- ※6. 複合商業施設例・総合的な万引取組み活動事例（不明ロスが6分の1以下に）  
[http://www.ichikawa-bil.co.jp/jigyo/jigyo\\_04.html](http://www.ichikawa-bil.co.jp/jigyo/jigyo_04.html)
- ※7. 業界事例・首都圏規模の会議 ドラッグストア各社集まり、情報交換  
タウンニュース（神奈川県全域・東京都町田市の地域情報紙）平成21年6月19日号  
<http://www.townnews.co.jp/0203/i/2009/06/19/25371.html>
- ※8. 県単位の情報共有事例・島根県ドラッグストア安全安心ネットワーク事例  
地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書(49頁、50頁)  
<http://www.manboukikou.jp/pdf/situation95.pdf>
- ※9. 空港や港湾施設に掲示されている外国語入りの万引防止ポスター（万引行為の説明）  
<http://www.fukuoka-manbou.com/topics/2011/no2.html>
- ※10. 万引に関する案件が多い弁護士「万引犯罪防止への思い・犯行を繰り返さないために」  
<http://www.manboukikou.jp/pdf/situation127.pdf>
- ※11. 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する当機構からのご提案  
<http://www.manboukikou.jp/pdf/situation122.pdf>

以上

## 「集団窃盗等の情報の取扱い」に関する提言(案)

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構  
集団窃盗等の情報の取扱いに関する調査研究小委員会

### 1. 問題の背景と当機構が検討する理由

○万引犯罪は個人的・刹那的な犯行を中心とする牧歌的な段階から、組織的・計画的な犯行に対する抜本的な対策を要する段階に移行している。

《資料1》「最近の集団窃盗等発生事案」

○一方、社会経済のグローバル化、IT技術の発達等に伴い、盗品の海外処分のルートが容易に形成されることから、外国人の関与した万引犯罪に対する特別な対策が焦眉の急となる事態も生じてきている。

《資料2》「来日外国人犯罪の検挙状況」

○さらに、重大な刑法犯罪に対する取締り強化の結果、一部の反社会的勢力による集団窃盗団への参入、深夜窃盗事案の増加等、警察力の強化をバックとした組織的な対応が急がれる状況も生じてきている。

○もはや集団窃盗は、組織的、大量・高額、広域犯罪として、社会を挙げて断固たる対処をせざるを得ない影響力の大きさを持つ段階に至っている。

○万引犯罪の中でも、組織的・計画的な集団窃盗あるいは大量万引等に対処するためには、IT技術の活用等により被害情報の迅速な警察通報と、企業ぐるみ・地域ぐるみの情報共有が要であり、小売業の中には、様々な制約を乗り越えて、既にそのような取組みに踏み出している事例も見られる。

《資料3》「日本チェーンドラッグストア協会防犯・有事委員会『大量窃盗発生通報』システム」

○しかしながら、小売業にとって集団窃盗等の情報は店舗の安心・安全や企業秘密や信用に関わるものがあり、また、取扱いに当たって個人情報保護法上の配慮を要するものもある。さらに、警察当局にとって集団窃盗等の情報は、捜査情報としての限定的な取扱いを要するものもある。

○被害小売業を構成員として多く抱える万防機構は、IT技術の活用等により小売業が被害情報の迅速な警察通報と、企業ぐるみ・地域ぐるみの情報共有を実現し、犯罪被害を最小化しながら取締効果を上げるための新たな仕組みの構築について、以下の通り提言する。

### 2. 提言

#### <小売業>

①小売業は、防犯カメラ、防犯ミラー、万引防止機の設置等のハード対策、店員による声掛け、マニュアルの制定、防犯訓練の実施等のソフト対策により、集団窃盗等の被害に遭いにくい店舗を整備すること。(なお、被疑者調査の結果によれば、集団窃盗団にとって、店内放送、メロディーブザー等はしばしば犯行を思い止まらせるきっかけとなっている)

②集団窃盗等の被害に遭った際、被害商品と被害量を迅速に把握できるよう、常に商品陳列の整頓に努めること。



- ③集団窃盗等の被害を確認した売場担当者は、対処ルールに従って被害情報（被害商品、被害量、発見日時、被疑者の特徴、発見者の氏名等）を直ちに店舗責任者等に通知するとともに、全件、所轄警察ないしは110番通報すること。
- ④被害情報は、事後、対処ルールに従って携帯メール等により他の店舗担当者に共有されると、被疑者確保や次の犯罪抑止に効果的。  
【参考4】「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」シミュレーション
- ⑤被害情報のうち集団窃盗団に関する被疑者の特徴等の情報は、対処ルールに従って携帯メール等により、企業グループぐるみ、地域ぐるみの共有が図られれば効果的。  
《資料3》「日本チェーンドラッグストア協会防犯・有事委員会『大量窃盗発生通報』システム」

#### <警察当局>

- ①警察当局は、主要街道沿い等で長時間営業するセルフ販売小売業を中心に、集団窃盗の被害に遭いやすい小売業に対して、集合教育の実施、対策会議の開催、臨店指導の実施等により、日常的な被害予防に努められたい。  
《資料4》「群馬県警による小売業緊急対策会議」
- ②警察当局は、地元小売業団体等との連携（協定の締結、覚書の交換等）により、発生した集団窃盗等の被害店舗から受けた通報を集約し、モバイル機器による配信等の手段によって、迅速に地域の必要な小売業店舗に配布し、被疑者の確保や次の犯罪抑止に役立てるよう努められたい。  
《資料5》「島根県警『ドラッグストア安全安心ネットワーク』」
- ③警察当局は、集団窃盗等の被害情報を、都道府県警察・地元警察署における捜査記録に止めず、近年の集団窃盗犯罪の広域性に鑑みて、「集団窃盗等データベース」（仮称）を新たに構築し、事後にこれに入力することによって、当局の広域的な情報共有に備えられたい。  
【参考3】「集団窃盗等データベース」（仮称）の構築  
既に欧米では、主として集団窃盗に関わる盗品のデータベースを構築し、加盟小売業等が迅速に情報照会できる仕組みができています。  
《資料6》「海外における盗品情報照会データベースの整備状況」
- ④被害情報は、事後に分析・整理した上で、捜査資料としての限界の中で可能なものは、警察当局から地域の万引防止協議会等の事例研究に供されたい。  
《資料7》群馬県警「万引き犯人の視点から見た効果的な防犯対策」

#### <業界団体>

- ①被害情報の共有は個別の小売業や警察当局ではなく、業界団体が担うことも考えられる。小売業団体は、上記、県警本部・地元警察署との連携による集団窃盗等被害情報の提供を積極的に受け止め、傘下の小売企業に対して、迅速、的確に提供する体制の構築を前向きに検討されたい。

- ②諸外国の先行事例に鑑みれば、「集団窃盗等データベース」構築を警察当局ではなく、業界団体が担うことも考えられる。集団窃盗等の被害の顕著な業界団体が中心となって、業界ぐるみ、小売業ぐるみのデータベース構築の働き掛けを推進されたい。万防機構にはその支援の用意がある。

**【参考1】小売業・サービス業等で既に採られている対策**

- ①自動車用品小売企業の中には、主要街道・バイパス等に連なって出店している自社店舗で、組織的・機動的な集団万引を発見した場合、先々の店舗に警戒情報を流すシステムを稼働させているものがある。
- ②大手小売業の中には、防犯カメラによる自社店舗での万引画像を地域の僚店に流し、返品・返金に来店した万引犯の確保に結び付けているものがある。

**【参考2】地域ぐるみで既に採られている対応策**

- ①群馬県では、化粧品を取り扱うドラッグストア、ホームセンター、ディスカウントストア等が連携し、集団窃盗グループの襲撃を情報交換している事例がある。
- ②島根県では、県警と地域のドラッグストア6チェーンが覚書を結び、店舗から大量万引・組織的万引被害等が県警に通報された場合、メールで一斉に各店舗に連絡し、万引を未然に防ぐ取り組みをしている。

**【参考3】「集団窃盗等データベース」（仮称）構築のシミュレーション**

県内警察署が県警の指示の下に管轄区域内のドラッグストアで発生した集団窃盗等に関する第一報を、区域内の他のすべてのドラッグストアに対して伝達するシステムを構築するのに要する費用を概算すると以下の通り。（ここでは、試みに埼玉県に例をとって試算）

- モデル県警：埼玉県警察本部
- 警察署：県下39警察署（別記資料）
- 県下に所在するドラッグストア：860店舗
- 費用概算例

＜購入型＞

サーバハードウェア・ソフトウェア	20百万円
通報システムソフトウェア	10百万円
システム運用費用(5年)	10百万円
計	40百万円

＜利用型＞

1店舗あたり月5千円

(47都道府県の警察署総数1,270、ドラッグストア店舗数16,954)

《資料8》「集団窃盗等データベース」システム設計事例

**【参考4】「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」シミュレーション**

防犯カメラにより認証された防犯画像を同一店舗内の従業員、同一チェーン店舗の従業員がスマホを利用して共有化するシステムを構築するのに要する費用を概算すると以下の通り。（ただし、画像は、リアルタイムで送信され、店舗に勤務している従業員にリアルタイムに利用される場合と、いったん蓄積されて他のシフトの従業員に利用される場合があるものとする。）

○防犯画像用 PC	200 千円
○防犯画像認証ソフトウェア	600 千円
○スマートフォン	100 千円
○無線 LAN アクセスポイント	150 千円
計	1050 千円

《資料 9》「防犯画像情報共有化システム」設計事例

## 【参考 5】集団窃盗等に関して共有化が望まれる情報

### (1) 情報の種類

- 1) 「大量・組織的万引きの発生」緊急通報（島根県警の事例）
  - ①発生日時＜○年○月○日（○曜日）○時ごろ＞
  - ②発生場所＜○市○町 店舗名（○○）＞
  - ③被害品＜化粧品○点、医療品○点＞
  - ④犯人の特徴＜年齢、身長、性別、体格、服装、その他の特徴＞
  - ⑤車両＜車名、塗色、登録番号＞
- 2) 「不審者の出没」緊急通報（島根県警の事例）
  - ①日時＜○年○月○日（○曜日）○時ごろ＞
  - ②発生場所＜○市○町 店舗名（○○）＞
  - ③不審者の特徴＜年齢、身長、性別、体格、服装、その他の特徴＞
- 3) その他必要な情報

### (2) 情報共有の緊急性と伝達手段

- 1) 緊急性
  - ①即時共有
  - ②逐次共有、定期共有
- 2) 伝達手段
  - ①ケータイ電子メール（SNSを含む）
  - ②PC電子メール（SNSを含む）
  - ③電話・携帯・スマホ
  - ④FAX
  - ⑤文書

## 【参考 6】集団窃盗等情報共有の流れの例

### (1) 企業内ベース

- ①万引発生店舗→チェーン本部・地域本部→全店舗・地域店舗
- ②万引発生店舗→隣接・近接店舗

### (2) 企業・団体連携ベース

- ①万引発生店舗→チェーン本部・地域本部→業界団体本部事務局・業界団体支部事務局→団体加盟企業本部→加盟企業全店舗・地域店舗
- ②万引発生店舗→業界団体本部事務局→加盟企業店舗

### (3) 企業・警察連携ベース

- ①万引発生店舗→チェーン本部・地域本部→県警本部→ネットワーク加盟企業店舗
- ②万引発生店舗→県警本部→ネットワーク加盟企業店舗

### (4) 小売業勤務の警察OB等の「情報連絡会」ベース

- ①万引発生店舗→当該小売業に勤務する警察OB等→県警本部→他県の警察本部
- ②万引発生店舗→当該小売業に勤務する警察OB等→他の小売業に勤務する警察OB等

(5) その他の情報共有の流れ

1) 地域データベースセンターの構築

万引発生店舗→地域データベースセンター→ネットワーク加盟企業店舗

2) 業界データベースセンターの構築

万引発生店舗→業界データベースセンター→ネットワーク加盟企業店舗

【参考7】 集団窃盗等情報共有化の課題

(1) 警察当局における集団窃盗等の取扱いの再構築

【資料1】に見られるように、集団窃盗犯罪の多くは来日外国人によって犯されており、また【資料2】警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」によれば、犯罪者の国籍は集中している。このため、集団窃盗犯罪の捜査に関しては、平成25年版犯罪白書も指摘する通り、「犯行準備、犯行及び犯罪収益の処分等の各場面において、国境を越え、又は性質上、国境を越えやすい要素を含む場合があり、窃盗・強盗事犯者について、犯罪収益等の海外送金といった国境を越える要素を含むものや、サイバースペースの利用やブローカーの介在といった、必ずしも国境を越えるわけではないが、その性質上、国境を越えやすい要素を含むもの」についての特段の取扱いが必要となる。このためには、生活安全課・地域課の取扱いから刑事課・組織犯罪対策課・外事課等を含めた総合的な体制構築検討が必要とされる。

(2) ネットオークションによる盗品処分に関連した取り組みが必要。

(3) 海外に拠点を置いた犯罪集団に関連した情報収集および防御体制の構築が必要。

(4) EASの解除器、防磁繊維、開錠器等の流通規制に関連した取り組みが必要。

(5) 新しい犯罪状況に鑑み、IT技術の活用等により、企業ぐるみ・地域ぐるみの情報共有、警察当局との連携強化等の取り組みが必要。

(6) 集団窃盗等の情報の取扱いに関しては、小売業・サービス業にとっては店舗の安心・安全や企業秘密や信用に関わるものもあり、一方、警察当局にとっては捜査情報としての限定的な取扱いを要するものもあり、犯罪被害を最小化しながら取締効果を挙げるためには、情報の取扱いに関するルール化等、新たな手立てを検討することが必要。

(7) 中長期的には、欧米のように、主として集団窃盗に関わる盗品のデータベースを構築し、加盟小売業等が迅速に情報照会できる仕組みを構築することが必要。

以上

番号	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	<p style="text-align: center;"><b>【高齢者万引対策】</b></p> <p>「集団窃盗の情報の取扱い」の提言で、&lt;行政機関関係&gt;とあるが、この分類は紛らわしいと思うので、再考していただきたい。</p> <p>&lt;行政機関関係&gt;宛ての提言の①、②の項目は構わないが、③から⑤までの項目を&lt;警察関係&gt;、または&lt;司法関係&gt;とした方が、明確になると思う。</p> <p>「行政」という言葉自体、定義が不明確であり（日本やイギリスのように議院内閣制度をとって、<u>立法府</u>である国会の議員が<u>行政府</u>の長となる諸国では、はっきりと行政だけを取り出すのは難しい。『コンパクト』より）、一般に「警察」含まれているとは思えない。見落としとしてしまいがちである。</p> <p>また、「防犯画像の取扱いに関する提言」の1ページ目にもある様に、『犯人に対する警察、検察の対応は、万引が軽微な犯罪であることが多いために、逮捕・起訴する例は被害側の希望ほどには多くなく、たとえ裁判になっても実刑判決を受ける例は多くない』ということからわかる通り、犯した罪に対して、何らかの処罰が下らない限り、高齢者は『安易に受け止めて』も仕方ないのではないだろうか。軽い犯罪である限りは、処罰を受けずに済むなら、「やっても構わないのではないだろうか」と思う人間が高齢者の中にも、おかしくないと思う。その警察・検察の改善こそ、根本的解決のための真っ先に実現されるべきである。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【高齢者万引対策】</b></p> <p>「高齢者万引対策に関する提言」小委員会では、高齢化万引が青少年を上回ったことに注目し高齢者万引対策を検討しました。</p> <p>丁度、昨年末に平成 26 年犯罪白書が発表になりました。今回の犯罪白書では「窃盗事犯者と再犯」という特集が組まれました。この中で各行政機関に対しても、事細かに問題提起がされています。当小委員会としてはこの犯罪白書に記されている事項に関しては、触れませんでした。</p> <p>今後、今回のこの提言を具現化させる段階で各機関との協議のつど具体的に推進していく所存です。</p>

	<p>無論、その他の取り組みは、犯罪抑止に有効であるとは思いますが、現状 88%もの高齢者が安易に受け止めていること、つまり実際の処罰が軽いことを「知っている」ことが問題であり、その直接的解決には、裁く側の甘さを無くすことが一番有効ではないだろうか。</p> <p>その点をもっと積極的に強調願います。</p>	
2	<p><b>【防犯画像の取扱い】</b></p> <p>一般的には「個人情報保護」や「情報漏洩防止」に関する教育自体なかなか実施が難しいと考えます。</p> <p>万防機構様や全国警備業協会様が中心となって「個人情報管理者資格」の様な検定制度を策定していただけないでしょうか。</p> <p>(資料 1) 防犯カメラ管理規定をみても管理責任者と管理副責任者が必要とされています。所属する部署等で当該責任者の指名を受けた時など戸惑われる方も多いと予想します。</p> <p>上記のような検定資格があれば間違いの無い運用が可能となり受験者も相当数が期待できると考えます。</p> <p><b>【集団窃盗の情報の取扱い】</b></p> <p>弊社では「保安警備業務」並びに小売販売業で実施している「防災センター業務」の一部で顔認識システムを利用しています。保安警備業務における顔認識システムの利用は【参考 4】「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」で示されたシステムイメージに近いものです。私はこのシステムの問題点が「誰が不審者を登録し対応（捕捉又は防止抑止）する</p>	<p><b>【防犯画像の取扱い】</b></p> <p>「個人情報管理者資格」に関しては、前提として小売業と警備業の両方を統括するコンソーシアムの構築が必要と思われると思います。</p> <p>その点に関しては、現在審議中の個人情報保護法改正案にあるプライバシー保護のための第三者機関の設立を待って対処したいと思います。</p> <p>同時に各小売業団体や警備業団体とコンソーシアム構築の必要性や役割を協議していく所存です。</p> <p><b>【集団窃盗の情報の取扱い】</b></p> <p>「集団窃盗等データベース」の構築や「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」システムに関して、これまで我が国における取組み事例はほとんど見られず、欧米の先行事例をもとに警察当局や一部の民間企業でフィージビリティスタディが行なわれているに過ぎません。しかしながら、欧米の先行事例に関して、その主宰者を見ると、警察当局、</p>

<p>か」に有ると考えています</p> <p><b>【ホームセンターAでの事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「登録者」及び「対応者」共に保安員。店舗ではシステムを導入したのみ。実際の運用は弊社に丸投げしました。</li> <li>・「問題点」 不審者を発見するたびに保安員が端末に移動し登録作業を行わなければならなかったために、保安警備業務に集中できず捕捉率が低下し防止抑止活動すら出来なかった。</li> </ul> <p><b>【総合スーパーBでの事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「登録者」防災センター要員（警備員）・「対応者」店内巡回要員（警備員）登録は契約先からの指示又は警備からの上申によるもの。</li> <li>・「問題点」 契約先や弊社警備員共に専門的な保安教育及び経験が不足しているために登録された者と実際の不審者が違う事例も発生した。システムの導入による捕捉率向上は特に認められず。</li> </ul> <p>上記 2 事例においてはシステム導入が先走り、実際のオペレータ的な運用者の視点がありませんでした。確かにオペレータ不在でも運用は可能です。でも上記のように効果的な運用からは程遠くなってしまいます。【参考 3】及び【参考 4】においての概算においてシステムを運用する人件費が示されていないのが気になります。不審者の判別と対応（指示）ができる運用者の育成なくしてはどのようなシステムを導入しても無駄になってしまいます。万防機構様にはシステム導入に加えてオペレータ等人材育成の視点からの議論もお願いしたいと考えます。</p>	<p>非営利団体、民間企業グループ等、様々であり、主宰者の種別によって、コスト構造はまったく異なります。</p> <p>今回の提言では、それらの主宰者の種別によるコスト構造とは関わらない直接のシステム構築費用だけをシミュレーションした試算を行ないました。ご指摘のように、現実的なシステムの稼働のためには、直接費用の他に、人件費、メンテナンス費、一般管理費（教育研修費を含む）等が必要となります。</p> <p>また、ご指摘のように、「スマホを利用した防犯画像情報の共有化」システムの現実的な稼働のためには、運用マニュアルの整備、徹底した要員の訓練等を要することは言うまでもありません。</p>
--	--

<p>3</p>	<p style="text-align: center;"><b>【防犯画像の取扱い】</b></p> <p>「万引犯罪防止への喫緊の対応策に関する提言に対する意見募集」につきまして、</p> <p>3つの提言案を、当連合会で万引問題を担当する指導教育委員会で検討しました結果、提言案に賛同し、このまま進めていただくようお願いしたいとのことでまとまりましたので、ご連絡いたします。</p> <p>なお、指導教育委員会の検討の中で、防犯画像の取り扱いに関連した意見としまして、店舗での防犯カメラ設置に公的補助を受けられるよう関係機関に働きかけてほしいという要望がありましたことを申し添えます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【防犯画像の取扱い】</b></p> <p>貴団体での本提言に関する検討と賛同に感謝申し上げます。</p> <p>店舗施設内の防犯カメラシステムの設置や維持管理に関する補助制度や助成に関しては、関係機関に働きかけを行っていきたく思います。</p> <p>情報ですが、EAS 機器や防犯カメラの導入に活用できる、生産性向上設備投資促進税制があります。詳しくは経済産業省の HP をご覧下さい。</p> <p>または2015年3月5日(木)12:40～13:10 ビックサイトで開催予定の日経セキュリティショーセミナー「生産性向上設備投資促進税制を活用したセキュリティシステムの導入」(主催:JEAS)で内容説明が行われます。そちらに参加されると担当官のお話が聞けます。</p>
----------	--	---